法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連　結　注　記　表
個　別　注　記　表

（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

東京電力株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては，法令及び定款第 17 条の規定に基づき，当社ホームページ（http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連　結　注　記　表

平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　47 社

主な連結子会社は，東電不動産株式会社，東京発電株式会社，株式会社ﾃﾌﾟｺｼｽﾃﾑｽﾞ，東京ﾊﾟﾜｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰ株式会社，東電ﾘｰｽ株式会社，東電ﾀｳﾝﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ株式会社，東京電設ｻｰﾋﾞｽ株式会社，東電ﾌｭｴﾙ株式会社，東電設計株式会社，東京臨海ﾘｻｲｸﾙﾊﾟﾜｰ株式会社，Tokyo Electric Power Company International B.V.，Tokyo Timor Sea Resources Inc.である。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数　16 社

持分法適用関連会社は，相馬共同火力発電株式会社，鹿島共同火力株式会社，君津共同火力株式会社，常磐共同火力株式会社，株式会社関電工，株式会社ｺｰﾗｽｴﾅｼﾞｰﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ，株式会社東光高岳，東京都市ｻｰﾋﾞｽ株式会社，株式会社日立ｼｽﾃﾑｽﾞﾊﾟﾜｰｻｰﾋﾞｽ，株式会社ｱｯﾄ東京，日本原燃株式会社，日本原子力発電株式会社，株式会社東京ｴﾈｼｽ，TeaM Energy Corporation，TEPDIA Generating B.V.，ITM Investment Company Limited である。株式会社高岳製作所及び東光電気株式会社については，株式会社東光高岳ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ（現　株式会社東光高岳）に吸収合併されたことにより，持分法適用の範囲から除外している。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護ｼｽﾃﾑ株式会社，原燃輸送株式会社他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は，決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し，その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は，移動平均法による原価法によっている。

ロ　たな卸資産

主として，収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお，有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが，当該廃止措置に係る費用の計上方法については，(5)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して，その再処理等に要する費用に充てるため，当該費用の現価相当額（割引率 1.5%）を計上する方法によっている。

なお，平成 16 年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成 17 年経済産業省令第 92 号）第２条の規定により，平成 17 年度より 15 年間にわたり営業費用として計上することとしており，平成 31 年度まで毎期均等額 30,560 百万円を計上する。

また，電気事業会計規則取扱要領第 81 に基づき，当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（345,611 百万円）については，翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ロ　使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して，その再処理等に要する費用に充てるため，当該費用の現価相当額（割引率 4.0%）を計上する方法によっている。

なお，福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ハ　災害損失引当金

①　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

②　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋　ステップ２完了報告書」（平成 23 年 12 月 16 日）を受け，政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成 25 年６月 27 日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち，通常の見積りが可能なものについては，具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお，中長期ロードマップに係る費用または損失のうち，工事等の具体的な内容を現時点では想定できず，通常の見積りが困難であるものについては，海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について，使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお，装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの，原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は，新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し，これに基づく見積額を計上している。

d　火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

（追加情報）
・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

①　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの		24,078 百万円
②　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの		496,938 百万円
うち	a　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128 百万円
	b　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232 百万円
	c　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504 百万円
	d　火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610 百万円
	e　その他	1,462 百万円
	合計	521,016 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り
原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが，その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って，中長期ロードマップに係る費用または損失については，燃料取り出しに係る費用も含め，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ニ　原子力損害賠償引当金
東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。
原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年８月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，当社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
（追加情報）
平成 27 年３月 31 日，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成 27 年１月１日より一部適用）が公布され，除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については，資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず，同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。
これにより，平成 27 年３月 26 日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額 278,908 百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお，この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また，この変更による，当連結会計年度の営業利益，経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はないが，当連結会計年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は，それぞれ 278,908 百万円減少している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は，主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を，それぞれ発生の当連結会計年度から費用処理している。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については，税効果を調整の上，純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 原子力発電施設解体費の計上方法
「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年６月 10 日 法律第 166 号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 23 年３月 25 日）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっている。また，総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。
（追加情報）
・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り
被災状況の全容の把握が困難であることから，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(7) のれんの償却の方法及び期間
のれんの償却は，主として５年間で均等償却している。

【会計方針の変更に関する注記】
当連結会計年度より，「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年５月 17 日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年３月 26 日。以下「退職給付適用指針」という）を，退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて適用し，退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直している。
退職給付会計基準等の適用については，退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って，当連結会計年度の期首において，退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。なお，退職給付会計基準等の適用に伴う影響は軽微である。

【表示方法の変更に関する注記】

１．「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令」（平成 26 年８月 15 日経済産業省令第 43 号）により，電気事業会計規則が改正されたため，「未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に，「原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「原賠・廃炉等支援機構資金交付金」にそれぞれ表示方法を変更している。

２．前連結会計年度において区分掲記していた電気事業固定資産の「業務設備」（当連結会計年度は 121,680 百万円）は，金額的重要性が乏しくなったため，電気事業固定資産の「その他の電気事業固定資産」に含めて表示している。

３．当連結会計年度における「為替差損益」（為替差損）は，金額的重要性が高いため，区分掲記している。なお，前連結会計年度に営業外費用の「その他」に含めて表示していた「為替差損」は 3,962 百万円である。

【連結貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	3,901,109 百万円
うち内債	3,875,987 百万円
外債	25,122 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	753,269 百万円

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づき，福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して，原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

流動資産	
その他	120,000 百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務

担保に供している資産

固定資産	
その他の固定資産	15,871 百万円
投資その他の資産	
長期投資	376 百万円
流動資産	
現金及び預金	11,176 百万円
たな卸資産	405 百万円
合計	27,830 百万円

上記のうち，その他の固定資産 4,737 百万円は，工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債	
長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	10,543 百万円

上記のうち 249 百万円は，工場財団抵当に係るものである。

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

固定資産	
投資その他の資産	
長期投資	60,126 百万円

なお，出資会社が債務不履行となっても，連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

２．有形固定資産の減価償却累計額　22,913,578 百万円

３．保証債務等

(1) 保証債務

イ	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	130,796 百万円
	TeaM Energy Corporation	8,252 百万円
	SKZ－U LLP	949 百万円
ロ	日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	8,226 百万円
ハ	ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	720 百万円
ニ	Mekong Energy Company Ltd. の Electricity of Vietnam との売電契約の履行に対する保証債務	94 百万円
ホ	TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,802 百万円
ヘ	KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,297 百万円
ト	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V. の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,759 百万円
チ	PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	803 百万円
リ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	193,621 百万円
	合計	348,322 百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め，被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から，国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については，当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが，中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また，「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が，国の財政上の措置の下に進められている。そのうち，廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については，一部を除き，現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく，賠償額を合理的に見積ることができないことなどから，計上していない。

４．会社法以外の法令の規定による引当金

原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため，電気事業法第 35 条の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,607,017,531 株
Ａ種優先株式	1,600,000,000 株
Ｂ種優先株式	340,000,000 株

【金融商品に関する注記】

１．金融商品の状況に関する事項

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により，資金調達力が低下しているものの，金融機関からの借入及び社債の発行等により，電気事業等の運営上，必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり，上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は，特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成 17 年５月 20 日 法律第 48 号）に基づき拠出した金銭である。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金（連結貸借対照表計上額 926,079 百万円）は，「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年８月 10 日 法律第 94 号）第 41 条第１項第１号に規定する資金の未収金である。当該未収金は，東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため，原子力損害賠償・廃炉等支援機構から，その必要額の交付を受けるものであり，賠償に要する金額に基づいていることなどから，時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，社内規程に従い，相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに，支払期日を経過してなお支払われない場合については，督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には，金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり，一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また，外貨建社債については，為替変動リスクに晒されており，社債の発行時に，通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引は，社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており，トレーディング・投機目的での取引はない。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券（※2）			
その他有価証券	4,833	4,833	－
(2) 使用済燃料再処理等積立金	961,910	961,910	－
(3) 現金及び預金	1,394,289	1,394,289	－
(4) 受取手形及び売掛金	546,983	546,983	－
(5) 社債（※3）	(3,901,109)	(3,927,491)	△ 26,382
(6) 長期借入金（※3）	(2,922,594)	(2,919,519)	3,075
(7) 短期借入金	(189,572)	(189,572)	－
(8) 支払手形及び買掛金	(312,910)	(312,910)	－
(9) デリバティブ取引（※4）	(68)	(68)	－

（※1）負債に計上されているものについては，（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上，「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上，「１年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成 17 年５月 20 日 法律第 48 号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては，経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり，帳簿価額は，当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから，時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金，並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映していることから，時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため，当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は，市場価格によっている。ただし，為替予約等の振当処理の対象とされている社債（下記「(9)デリバティブ取引」参照）については，円貨建固定利付社債とみて，元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては，元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映していることから，時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため，当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは，一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし，金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（下記「(9) デリバティブ取引」参照)については，その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金，並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理によるものは，ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため（上記「(5) 社債」参照)，「連結貸借対照表計上額」，「時価」には含まれていない。

金利スワップの特例処理によるものは，ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため（上記「(6) 長期借入金」参照），「連結貸借対照表計上額」，「時価」には含まれていない。

（注２）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 43,652 百万円）は，市場価格がなく，時価を把握することが極めて困難と認められることから，「(1) 投資有価証券　その他有価証券」には含めていない。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　669 円 60 銭

（注）１株当たり純資産額については，純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており，算定上の基礎は以下のとおりである。

（算定上の基礎）

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	2,102,180 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,029,227 百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000 百万円
うち少数株主持分	29,227 百万円
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額	1,072,952 百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度の末日における普通株式の数	1,602,373 千株

２．１株当たり当期純利益　281 円 80 銭

【重要な後発事象に関する注記】

１．東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社への会社分割及び中部電力株式会社との共同支配企業への承継

当社は，平成 27 年４月 28 日，取締役会決議により，当社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業（以下，「本件事業」という）を会社分割の方法によって，平成 27 年４月１日に設立した東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社（以下，「本件分割準備会社」という）に承継させることとし，本件分割準備会社との間で吸収分割契約を締結した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。なお，本件分割準備会社から中部電力株式会社との間で実施する包括的アライアンスに向けて設立する共同支配企業に，本件事業を平成 27 年 10 月までに承継させることとした。

(1) 本件吸収分割の目的

当社は，平成 27 年２月９日，中部電力株式会社との間で包括的アライアンスの実施について合意し，両社の燃料調達や上流，輸送，トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リプレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結しており，これに基づき，中部電力株式会社との共同出資による共同支配企業である株式会社ＪＥＲＡを平成 27 年４月 30 日に金銭出資により設立することを決定した。

本件事業については，平成 27 年 10 月までに株式会社ＪＥＲＡに承継させることとしているため，それに先立つ平成 27 年６月 30 日（予定）に，本件事業を本件分割準備会社に分割することとした。

(2) 本件吸収分割の要旨

イ　本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成 27 年４月 28 日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	平成 27 年４月 28 日
吸収分割契約締結	平成 27 年４月 28 日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	平成 27 年４月 28 日
吸収分割効力発生日	平成 27 年６月 30 日（予定）

（注）本件吸収分割は，会社法第 784 条第３項に規定する簡易吸収分割に該当するため，当社の株主総会による吸収分割契約の承認を経ることなく行う。

ロ　本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし，当社の 100％子会社である本件分割準備会社を承継会社とする簡易吸収分割である。

ハ　本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し，承継会社である本件分割準備会社は，普通株式 95,100 株を発行し，そのすべてを当社に対して割当て交付する。

ニ　分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ　本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

ヘ　承継会社が承継する権利義務

本件分割準備会社は，当社との間で締結した平成 27 年４月 28 日付けの吸収分割契約の定めに従い，当社が営む燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお，本件吸収分割による本件分割準備会社への債務の承継はない。

ト　債務履行の見込み

当社及び本件分割準備会社ともに，本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること，現在のところ，本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから，本件吸収分割後における当社及び本件分割準備会社の債務の履行の見込みについては，問題ないと判断する。

(3) 分割する事業部門の概要

イ　分割する部門の事業内容

燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業

ロ　分割する部門の経営成績（平成 27 年３月期）

当社単体における分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率（a/b）
－	6,633,706 百万円	－

ハ　当社単体が分割する資産，負債の項目及び金額（平成 27 年３月 31 日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	－	流動負債	－
固定資産	9,824 百万円	固定負債	－
合計	9,824 百万円	合計	－

(4) 本件吸収分割後の分割会社の状況（平成 27 年６月 30 日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	東京電力株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長　廣瀬　直己
(4) 事業内容	電気事業（本件事業を除く）等
(5) 資本金	1,400,975 百万円
(6) 決算期	３月 31 日

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成 27 年６月 30 日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐野　敏弘
(4) 事業内容	燃料・火力発電事業　等
(5) 資本金	245 百万円
(6) 決算期	３月 31 日

２．会社分割によるホールディングカンパニー制移行及び商号変更

当社は，平成 26 年１月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画にて公表したとおり，ホールディングカンパニー制移行に向けた検討を行っており，平成 27 年５月１日の取締役会決議により，電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成 28 年４月１日（予定）を目途に，当社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く），一般送配電事業及び小売電気事業等を，それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」，「東京電力送配電事業分割準備株式会社」及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし，平成 27 年５月１日，各承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。また，本件吸収分割に伴い，本件吸収分割の効力発生日付で当社の商号を「東京電力ホールディングス株式会社」に変更する予定である。

本件吸収分割及び商号変更の効力発生については，平成 27 年６月 25 日開催予定の第 91 回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 会社分割によるホールディングカンパニー制移行

イ　本件吸収分割の背景・目的

わが国の電力市場は，節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか，平成 28 年４月には小売市場の全面自由化，平成 32 年には送配電部門の法的分離が予定されるなど，大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において，当社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに，低廉で安定的な電力供給を維持していくためには，各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し，東京電力グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には，燃料・火力発電事業部門は，中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ，燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み，世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしていく。

送配電事業部門は，今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで，国内トップの託送原価を実現するとともに，事業運営の中立・公平性を向上しつつ，送配電ネットワーク利便性向上，運用の最効率化，他電力との協調等を推進していく。

小売電気事業部門は，お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや，電力・ガスのワンストップサービスを，他社とのアライアンスを活用しつつ，全国のお客さまへ提案・提供していく。

当社は，これらの戦略を実現し，自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応できるよう，「責任と競争」の両立を基本に，電力システム改革の第２段階としてライセンス制が導入される平成 28 年４月を目途に，他の電力会社に先駆けて３つの事業部門を分社化し，ホールディングカンパニー制に移行する。

ホールディングカンパニー制移行後は，持株会社が賠償，廃炉，除染，復興推進等に責任を持って取り組むとともに，グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで，効率的な事業運営と競争力の強化に努めていく。

当社は，こうした事業運営体制の構築を通じ，持続的な再生に向けた収益基盤を確立し，東京電力グループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに，福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしていく。

ロ　本件吸収分割の要旨

①　本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約承認取締役決定（各承継会社）	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約締結	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	平成 27 年６月 25 日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（各承継会社）	平成 27 年６月 25 日（予定）
吸収分割効力発生日	平成 28 年４月　１日（予定）

（注）東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社を承継会社とする会社分割については，会社法第 784 条第２項の規定に基づき，当社の株主総会の承認を経ずに行う予定だが，これらの会社分割は，東京電力送配電事業分割準備株式会社を承継会社とする会社分割について当社の株主総会の承認が得られることを効力発生の条件としている。

②　本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし，当社の 100％子会社である東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社，東京電力送配電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割である。

③　本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し，承継会社である東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社，東京電力送配電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社は，それぞれ普通株式 1,530 万株，4,660 万株，410 万株を発行し，それらをすべて当社に対して割当て交付する。

④　分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

⑤　本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥　承継会社が承継する権利義務

東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

東京電力送配電事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

東京電力小売電気事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお，本件吸収分割による各承継会社への債務の承継については，免責的債務引受の方法によるものとする。

また，当社の既存の公募社債に係る債務等については，各承継会社へ承継しない。

⑦　債務履行の見込み

当社及び各承継会社ともに，本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること，現在のところ，本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから，本件吸収分割後における当社及び各承継会社の債務履行の見込みについては，問題ないと判断している。

ハ　分割する事業部門の概要

①　当社単体が分割する部門の事業内容

承継会社	当社単体が分割する部門の事業内容
東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社	火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業
東京電力送配電事業分割準備株式会社	一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業
東京電力小売電気事業分割準備株式会社	小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業

②　当社単体が分割する部門の経営成績（平成 27 年３月期）

当社単体が分割する部門の事業内容	当社単体における分割対象事業の売上高（a）	当社単体の売上高（b）	比率（a/b）
火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業	5,470 百万円	6,633,706 百万円	0.0%
一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業	132,888 百万円	6,633,706 百万円	2.0%
小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業	6,490,361 百万円	6,633,706 百万円	97.8%

（注）当社単体の外部売上高を記載している。

③　当社単体が分割する資産，負債の項目及び金額（平成 27 年３月 31 日現在）

a　当社単体が東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,525,476 百万円	固定負債	38,235 百万円
流動資産	273,018 百万円	流動負債	195,018 百万円
合計	1,798,494 百万円	合計	233,253 百万円

b　当社単体が東京電力送配電事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	5,022,581 百万円	固定負債	365,937 百万円
流動資産	226,494 百万円	流動負債	186,691 百万円
合計	5,249,076 百万円	合計	552,629 百万円

c　当社単体が東京電力小売電気事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	91,232 百万円	固定負債	60,296 百万円
流動資産	605,674 百万円	流動負債	139,716 百万円
合計	696,907 百万円	合計	200,013 百万円

（注）上記ａ～ｃの各金額は，平成 27 年３月 31 日現在の当社単体の貸借対照表を基準として算出しているため，実際に承継される金額は，上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

ニ　本件吸収分割後の当社の状況（平成 28 年４月１日現在（予定））

	分割会社
(1)商号	東京電力ホールディングス株式会社 （平成 28 年４月１日付で，現在の「東京電力株式会社」から商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表執行役社長　廣瀬　直己
(4)事業内容	グループ会社の経営管理，原子力・水力・新エネルギー発電事業等
(5)資本金	1,400,975 百万円
(6)決算期	３月 31 日

ホ　本件吸収分割後の承継会社の状況（平成 28 年４月１日現在（予定））

	承継会社
(1)商号	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐野　敏弘
(4)事業内容	燃料・火力発電事業　等
(5)資本金	30,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

	承継会社
(1)商号	東京電力送配電事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　武部　俊郎
(4)事業内容	一般送配電事業　等
(5)資本金	80,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

	承継会社
(1)商号	東京電力小売電気事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　小早川　智明
(4)事業内容	小売電気事業　等
(5)資本金	10,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

ヘ　今後の見通し

本件吸収分割により，当社の収入は当社グループ各社からの経営指導・ビジネスサポート料収入，原子力・水力・新エネルギー発電による電気料収入及び配当収入等が中心となり，また，当社の費用は持株会社としての機能に係る費用，原子力・水力・新エネルギー発電に係る費用，原子力損害賠償に係る費用及び福島第一原子力発電所の廃炉費用等が中心となる予定である。

(2) 商号の変更

イ　変更理由

上記(1)に記載のとおりホールディングカンパニー制に移行することに伴い，当社の商号を変更する予定である。

現商号	新商号
東京電力株式会社 （英文表記：Tokyo Electric Power Company, Incorporated）	東京電力ホールディングス株式会社 （英文表記：Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated）

ロ　変更日

平成 28 年４月１日（予定）

【その他の注記】

１．連結計算書類は，「会社計算規則」（平成 18 年 法務省令第 13 号）に準拠し，「電気事業会計規則」（昭和 40 年 通商産業省令第 57 号）に準じて作成している。

２．原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め，被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から，国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額 6,146,320 百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額 188,926 百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年８月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）278,908 百万円を控除した金額 5,678,485 百万円と前連結会計年度の見積額との差額 595,940 百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，当社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方，こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため，原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は，機構法に基づき，申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は，被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの，当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり，当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには，機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため，当社は機構に対し，機構法第 43 条第１項の規定に基づき，資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており，平成 27 年３月 26 日に同日時点での要賠償額の見通し額 6,125,214 百万円への資金援助の額の変更を申請したことから，当連結会計年度において，同額から補償金の受入額 188,926 百万円及び除染費用等に対応する資金交付金 278,908 百万円を控除した金額 5,657,379 百万円と，平成 25 年 12 月 27 日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額 4,788,844 百万円との差額 868,535 百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお，資金援助を受けるにあたっては，機構法第 52 条第１項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが，その金額については，当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに，主務大臣による認可が必要となることなどから，当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き，計上していない。

３．使用済燃料中間貯蔵関連損失

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し，貯蔵容器のうちの一部について，調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

４．財務制限条項

当社の社債（1,255,887 百万円）及び長期借入金（321,764 百万円）には，当社及び当社グループの財政状態，経営成績に係る財務制限条項が付されている。

５．原子力発電設備等に関する電気事業会計規則の変更

平成 27 年３月 13 日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。以下「改正省令」という）が施行され，電気事業会計規則が改正されたため，同施行日以降は，運用する原子炉を廃止しようとする場合において，当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産，原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について，経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上が認められることとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。なお，この変更に伴う影響はない。

６．原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は，198,843 百万円である。

７．連結納税の適用

当連結会計年度より，連結納税制度を適用している。

個　別　注　記　表

平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は，決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し，その評価差額は全部純資産直入法によっている。
時価のない有価証券は，移動平均法による原価法によっている。

(2)関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3)たな卸資産

主として，収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。
無形固定資産は定額法によっている。
なお，有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが，当該廃止措置に係る費用の計上方法については，４．原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

３．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を，それぞれ発生の当事業年度から費用処理している。

(2)使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して，その再処理等に要する費用に充てるため，当該費用の現価相当額（割引率 1.5%）を計上する方法によっている。
なお，平成 16 年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成 17 年経済産業省令第 92 号）第２条の規定により，平成 17 年度より 15 年間にわたり営業費用として計上することとしており，平成 31 年度まで毎期均等額 30,560 百万円を計上する。また，電気事業会計規則取扱要領第 81 に基づき，当事業年度末の未認識数理計算上の差異（345,611 百万円）については，翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(3)使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して，その再処理等に要する費用に充てるため，当該費用の現価相当額（割引率 4.0%）を計上する方法によっている。
なお，福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(4)災害損失引当金

イ　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。

ロ　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。
災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

①　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋　ステップ２完了報告書」（平成 23 年 12 月 16 日）を受け，政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成 25 年６月 27 日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち，通常の見積りが可能なものについては，具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。
なお，中長期ロードマップに係る費用または損失のうち，工事等の具体的な内容を現時点では想定できず，通常の見積りが困難であるものについては，海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

②　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について，使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。
なお，装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの，原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は，新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し，これに基づく見積額を計上している。

④　火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。

（追加情報）
・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	24,078 百万円
ロ	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	495,772 百万円
うち①	福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128 百万円
②	福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232 百万円
③	福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504 百万円
④	火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610 百万円
⑤	その他	296 百万円
	合計	519,850 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが，その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って，中長期ロードマップに係る費用または損失については，燃料取り出しに係る費用も含め，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(5)原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年８月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，当社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

平成 27 年３月 31 日，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成 27 年１月１日より一部適用）が公布され，除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については，資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず，同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。

これにより，平成 27 年３月 26 日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額 278,908 百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお，この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また，この変更による，当事業年度の営業利益，経常利益及び税引前当期純利益への影響はないが，当事業年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は，それぞれ 278,908 百万円減少している。

４．原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年６月 10 日 法律第 166 号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 23 年３月 25 日）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっている。また，総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

５．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は，連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

６．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

【会計方針の変更に関する注記】

当事業年度より，「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日）を適用している。なお，これら会計基準等の適用に伴う影響はない。

【表示方法の変更に関する注記】

１．「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令」（平成 26 年８月 15 日 経済産業省令第 43 号）により，電気事業会計規則が改正されたため，「未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に，「原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「原賠・廃炉等支援機構資金交付金」にそれぞれ表示方法を変更している。

２．当事業年度における「為替差損益」（為替差損）は，金額的重要性が高いため，区分掲記している。なお，前事業年度に「雑損失」に含めて表示していた「為替差損」は 3,917 百万円である。

【貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	3,901,109 百万円
うち内債	3,875,987 百万円
外債	25,122 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	753,269 百万円

(2)「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づき，福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して，原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

雑流動資産	120,000 百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　22,661,915 百万円

３．保証債務等

(1)保証債務

イ	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	130,796 百万円
	森ヶ崎エナジーサービス株式会社	61 百万円
	Tokyo Timor Sea Resources Inc.	552 百万円
	TEPCO Darwin LNG Pty Ltd	3,071 百万円
	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.	1,723 百万円
	リサイクル燃料貯蔵株式会社	5,004 百万円
	TeaM Energy Corporation	8,252 百万円
	SKZ－U LLP	949 百万円
ロ	日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	8,226 百万円
ハ	ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	720 百万円
ニ	TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,802 百万円
ホ	KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,297 百万円
ヘ	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,759 百万円
ト	PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	803 百万円
チ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	191,022 百万円
	合計	356,043 百万円

(2)偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め，被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から，国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については，当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが，中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また，「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が，国の財政上の措置の下に進められている。そのうち，廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については，一部を除き，現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく，賠償額を合理的に見積ることができないことなどから，計上していない。

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	93,502 百万円	短期金銭債権	22,086 百万円
長期金銭債務	21,899 百万円	短期金銭債務	231,103 百万円

５．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ｴﾈﾙｷﾞｰ設備ｻｰﾋﾞｽ事業	専用固定資産	3,015 百万円	他事業との共用固定資産の配賦額	16 百万円	合計額 3,032 百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	32,291 百万円	他事業との共用固定資産の配賦額	3,694 百万円	合計額 35,986 百万円
ガス供給事業	専用固定資産	2,380 百万円	他事業との共用固定資産の配賦額	5,374 百万円	合計額 7,755 百万円

６．会社法以外の法令の規定による引当金

原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため，電気事業法第 35 条の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	574,362 百万円	収益	29,748 百万円
営業取引以外の取引による取引高		2,315 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数　3,084,544 株

【税効果会計に関する注記】
繰延税金資産の発生の主な原因は，原子力損害賠償引当金，災害損失引当金，資産除去債務であり，繰延税金負債の発生の主な原因は，未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金である。
なお，将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため，繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】
貸借対照表に計上した固定資産のほか，原子力発電設備等の一部については，所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】
主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納，資金援助，相談及びこれらに附帯する業務	（被所有）直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ	1,044,300	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）原子力損害賠償・廃炉等支援機構との取引は，原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 41 条第 1 項の規定に基づく資金援助である。

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	日本原燃株式会社	ウラン濃縮事業 再処理事業 廃棄物管理事業 廃棄物埋設事業	（所有）直接 28.6%	ウランの濃縮，使用済燃料の再処理，高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託 （役員の兼任等） 兼任１人，転籍３人	債務保証（注）	139,022	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）日本原燃株式会社に対する保証債務は，金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

【１株当たり情報に関する注記】
１．１株当たり純資産額　410 円 21 銭
（注）１株当たり純資産額については，純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており，算定上の基礎は以下のとおりである。
（算定上の基礎）

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,657,945 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,000,000 百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000 百万円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	657,945 百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度の末日における普通株式の数	1,603,932 千株

２．１株当たり当期純利益　266 円 23 銭

【重要な後発事象に関する注記】

会社分割によるホールディングカンパニー制移行及び商号変更

当社は，平成 26 年１月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画にて公表したとおり，ホールディングカンパニー制移行に向けた検討を行っており，平成 27 年５月１日の取締役会決議により，電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成 28 年４月１日（予定）を目途に，当社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く），一般送配電事業及び小売電気事業等を，それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」，「東京電力送配電事業分割準備株式会社」及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし，平成 27 年５月１日，各承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。また，本件吸収分割に伴い，本件吸収分割の効力発生日付で当社の商号を「東京電力ホールディングス株式会社」に変更する予定である。

本件吸収分割及び商号変更の効力発生については，平成 27 年６月 25 日開催予定の第 91 回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

１．会社分割によるホールディングカンパニー制移行

(1)本件吸収分割の背景・目的

わが国の電力市場は，節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか，平成 28 年４月には小売市場の全面自由化，平成 32 年には送配電部門の法的分離が予定されるなど，大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において，当社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに，低廉で安定的な電力供給を維持していくためには，各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し，東京電力グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には，燃料・火力発電事業部門は，中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ，燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み，世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしていく。

送配電事業部門は，今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで，国内トップの託送原価を実現するとともに，事業運営の中立・公平性を向上しつつ，送配電ネットワーク利便性向上，運用の最効率化，他電力との協調等を推進していく。

小売電気事業部門は，お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや，電力・ガスのワンストップサービスを，他社とのアライアンスを活用しつつ，全国のお客さまへ提案・提供していく。

当社は，これらの戦略を実現し，自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応できるよう，「責任と競争」の両立を基本に，電力システム改革の第２段階としてライセンス制が導入される平成 28 年４月を目途に，他の電力会社に先駆けて３つの事業部門を分社化し，ホールディングカンパニー制に移行する。

ホールディングカンパニー制移行後は，持株会社が賠償，廃炉，除染，復興推進等に責任を持って取り組むとともに，グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで，効率的な事業運営と競争力の強化に努めていく。

当社は，こうした事業運営体制の構築を通じ，持続的な再生に向けた収益基盤を確立し，東京電力グループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに，福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしていく。

(2)本件吸収分割の要旨

イ　本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約承認取締役決定（各承継会社）	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約締結	平成 27 年５月　１日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	平成 27 年６月 25 日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（各承継会社）	平成 27 年６月 25 日（予定）
吸収分割効力発生日	平成 28 年４月　１日（予定）

（注）東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社を承継会社とする会社分割については，会社法第 784 条第２項の規定に基づき，当社の株主総会の承認を経ずに行う予定だが，これらの会社分割は，東京電力送配電事業分割準備株式会社を承継会社とする会社分割について当社の株主総会の承認が得られることを効力発生の条件としている。

ロ　本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし，当社の 100％子会社である東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社，東京電力送配電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割である。

ハ　本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し，承継会社である東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社，東京電力送配電事業分割準備株式会社及び東京電力小売電気事業分割準備株式会社は，それぞれ普通株式 1,530 万株，4,660 万株，410 万株を発行し，それらをすべて当社に対して割当て交付する。

ニ　分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ　本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

ヘ　承継会社が承継する権利義務

東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

東京電力送配電事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

東京電力小売電気事業分割準備株式会社は，当社との間で締結した平成 27 年５月１日付の吸収分割契約の定めに従い，当社が営む小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお，本件吸収分割による各承継会社への債務の承継については，免責的債務引受の方法によるものとする。

また，当社の既存の公募社債に係る債務等については，各承継会社へ承継しない。

ト　債務履行の見込み

当社及び各承継会社ともに，本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること，現在のところ，本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから，本件吸収分割後における

当社及び各承継会社の債務履行の見込みについては，問題ないと判断している。

(3)分割する事業部門の概要

イ　分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社	火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業
東京電力送配電事業分割準備株式会社	一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業
東京電力小売電気事業分割準備株式会社	小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業

ロ　分割する部門の経営成績（平成 27 年３月期）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高（a）	当社単体の売上高（b）	比率（a/b）
火力発電事業（離島におけるものを除く），火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業	5,470 百万円	6,633,706 百万円	0.0%
一般送配電事業，不動産賃貸事業及び離島における発電事業	132,888 百万円	6,633,706 百万円	2.0%
小売電気事業，ガス事業，蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く），エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業	6,490,361 百万円	6,633,706 百万円	97.8%

（注）外部売上高を記載している。

ハ　分割する資産，負債の項目及び金額（平成 27 年３月 31 日現在）

①東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,525,476 百万円	固定負債	38,235 百万円
流動資産	273,018 百万円	流動負債	195,018 百万円
合計	1,798,494 百万円	合計	233,253 百万円

②東京電力送配電事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	5,022,581 百万円	固定負債	365,937 百万円
流動資産	226,494 百万円	流動負債	186,691 百万円
合計	5,249,076 百万円	合計	552,629 百万円

③東京電力小売電気事業分割準備株式会社へ分割する資産，負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	91,232 百万円	固定負債	60,296 百万円
流動資産	605,674 百万円	流動負債	139,716 百万円
合計	696,907 百万円	合計	200,013 百万円

（注）上記①～③の各金額は，平成 27 年３月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため，実際に承継される金額は，上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4)本件吸収分割後の当社の状況（平成 28 年４月１日現在（予定））

	分割会社
(1)商号	東京電力ホールディングス株式会社 （平成 28 年４月１日付で，現在の「東京電力株式会社」から商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表執行役社長　廣瀬　直己
(4)事業内容	グループ会社の経営管理，原子力・水力・新エネルギー発電事業等
(5)資本金	1,400,975 百万円
(6)決算期	３月 31 日

(5)本件吸収分割後の承継会社の状況（平成 28 年４月１日現在（予定））

	承継会社
(1)商号	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐野　敏弘
(4)事業内容	燃料・火力発電事業　等
(5)資本金	30,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

	承継会社
(1)商号	東京電力送配電事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　武部　俊郎
(4)事業内容	一般送配電事業　等
(5)資本金	80,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

	承継会社
(1)商号	東京電力小売電気事業分割準備株式会社 （平成 28 年４月１日付で商号を変更する予定）
(2)所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長　小早川　智明
(4)事業内容	小売電気事業　等
(5)資本金	10,000 百万円
(6)決算期	３月 31 日

(6)今後の見通し

本件吸収分割により，当社の収入は当社グループ各社からの経営指導・ビジネスサポート料収入，原子力・水力・新エネルギー発電による電気料収入及び配当収入等が中心となり，また，当社の費用は持株会社としての機能に係る費用，原子力・水力・新エネルギー発電に係る費用，原子力損害賠償に係る費用及び福島第一原子力発電所の廃炉費用等が中心となる予定である。

２．商号の変更

(1)変更理由

上記１．に記載のとおりホールディングカンパニー制に移行することに伴い，当社の商号を変更する予定である。

現商号	新商号
東京電力株式会社 （英文表記：Tokyo Electric Power Company, Incorporated）	東京電力ホールディングス株式会社 （英文表記：Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated）

(2)変更日

平成 28 年４月１日（予定）

【その他の注記】

１．原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め，被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から，国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 147 号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた当社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額 6,146,320 百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年６月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額 188,926 百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年８月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年８月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）278,908 百万円を控除した金額 5,678,485 百万円と前事業年度の見積額との差額 595,940 百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，当社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方，こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため，原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は，機構法に基づき，申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は，被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの，当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり，当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには，機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため，当社は機構に対し，機構法第 43 条第１項の規定に基づき，資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており，平成 27 年３月 26 日に同日時点での要賠償額の見通し額 6,125,214 百万円への資金援助の額の変更を申請したことから，当事業年度において，同額から補償金の受入額 188,926 百万円及び除染費用等に対応する資金交付金 278,908 百万円を控除した金額 5,657,379 百万円と，平成 25 年 12 月 27 日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額 4,788,844 百万円との差額 868,535 百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお，資金援助を受けるにあたっては，機構法第 52 条第１項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが，その金額については，当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに，主務大臣による認可が必要となることなどから，当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き，計上していない。

２．使用済燃料中間貯蔵関連損失

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し，貯蔵容器のうちの一部について，調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

３．財務制限条項

当社の社債（1,255,887 百万円）及び長期借入金（321,764 百万円）には，当社及び当社グループの財政状態，経営成績に係る財務制限条項が付されている。

４．原子力発電設備等に関する電気事業会計規則の変更

平成 27 年３月 13 日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。以下「改正省令」という）が施行され，電気事業会計規則が改正されたため，同施行日以降は，運用する原子炉を廃止しようとする場合において，当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産，原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について，経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上が認められることとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。なお，この変更に伴う影響はない。

５．原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は，198,843 百万円である。

６．連結納税の適用

当事業年度より，連結納税制度を適用している。